

# 令和5年度島根県一般会計補正予算（第3号）の知事専決処分 について

令和5年7月28日  
総務部財政課

## 1 補正予算の趣旨

令和5年7月8日から的大雨による被害への対策を講じる必要から、地方自治法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

## 2 専決処分日 令和5年7月28日（金）

## 3 補正予算の内容

① 補正予算額 172,403 千円  
(補正後の一般会計予算額 487,402,968 千円)

### ② 内訳

#### [歳出予算]

・ 被災者等への支援	20,450 千円
・ 県有施設の復旧	149,992 千円
・ その他	1,961 千円
合 計	172,403 千円

#### [歳入予算]

・ 繰越金	31,823 千円
・ 国庫支出金	43,880 千円
・ 県債	96,700 千円
合 計	172,403 千円

# 補 正 項 目

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課																						
1	被災者生活再建支援事業	12,200	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援	防 災 部 [防災危機管理課]																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象被災世帯</th> <th style="width: 15%;">損害基準判定</th> <th style="width: 15%;">対象世帯への最大支援額</th> <th style="width: 55%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td rowspan="2">[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中規模半壊</td> <td style="text-align: center;">30%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td>[国制度に該当しない場合 (県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円 (実費の範囲内)</td> <td rowspan="2">県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準半壊</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">40万円 (実費の範囲内)</td> </tr> </tbody> </table>					対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)	大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合 (県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)	半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10	準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																							
全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合 (県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)																							
半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10																							
準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)																								
<p>※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額</p> <p>※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金(全都道府県からの拠出金)1/2</p> <p>※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当</p>																										
2	災害弔慰金の支給	3,750	大雨によりお亡くなりになった県民の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、弔慰金を支給  [支給上限額] 1人あたり500万円  [負担割合] 国1/2・県1/4・市町村1/4	健康福祉部 [地域福祉課]																						

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	説明	所管課
3	児童福祉施設災害復旧事業	4,500	大雨により被害を受けた保育所の復旧を支援 [対象経費] 施設整備費（工事費、事務費） ※1件あたり40万円以上 [負担割合] 国1/2・県1/4・設置者1/4	健康福祉部 [子ども・子育て支援課]
4	県有施設の復旧事業	149,992	大雨により被害を受けた県有施設の復旧工事を実施 [対象施設] ・法面復旧工事（平田高校） ・電気設備等復旧工事（古代出雲歴史博物館）	教育委員会 [教育施設課] [文化財課]
5	大雨災害に関する情報提供事業	1,961	大雨被害に対する県の支援制度や相談窓口を周知するため、県民向けに広報を実施	政策企画局 [広聴広報課]